

平成 21 年度 第 1 回

食料・農業・農村政策審議会果樹部会

平成 21 年 6 月 2 日 (火)

農 林 水 産 省

<定刻に開会し、本川生産局長挨拶、委員紹介、福元部会長代理挨拶、審議会の運営について事務局より説明を行った後、議事に入る。>

○福元部会長代理 それでは、ここから、私が議事を進行させていただきます。本日の議題につきましては、1. 平成21年産うんしゅうみかん及びりんご適正生産出荷見通し(案)、2. 果樹農業振興基本方針の策定についての2点となります。議題2の果樹農業振興基本方針の策定については、農林水産大臣からの諮問がございますので、事務局より補足説明願います。

○田中参事官 果樹農業振興基本方針についてですが、果樹農業振興特別措置法第2条第3項に基づく果樹農業の振興を図るための基本方針を定めるに当たり、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に対して諮問を受けておりますので、諮問文書を手交いたします。この諮問事項につきましては、今後、果樹部会において御審議いただき、最終的には、農林水産大臣あてに審議会会长名で答申を行うこととなります。それでは、小栗審議官から福元部会長代理へ諮問文書の手交をお願いします。

<小栗審議官より福元部会長代理へ諮問文書を手交>

○田中参事官 ただいまお渡ししました諮問文書の写しは、配布資料5-1としてお配りしておりますので、ご確認ください。事務局からは以上です。

○福元部会長代理 ありがとうございました。それでは、両議題について、事務局より資料が提出されているので、一括して説明いただき、その後、各議題毎に順次、御質問、御意見をいただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員各位 はい。

○福元部会長代理 それでは、事務局より説明願います。

○秋葉課長補佐 それでは、お手元の資料に沿って御説明いたします。

<資料3 「果樹をめぐる情勢」に基づき秋葉課長補佐より説明>

○秋葉課長補佐 続きまして、平成21年産うんしゅうみかん及びりんご適正生産出荷見通し（案）について御説明いたします。

<資料4 「平成21年産うんしゅうみかん及びりんご適正生産出荷見通し（案）」に基づき秋葉課長補佐より説明>

○田中参事官 続きまして、諮問事項である果樹農業振興基本方針について御説明いたします。

<資料5-2 「果樹農業振興基本方針の策定について」、資料5-3 「新たな果樹農業振興基本方針の策定に係る審議の進め方（案）」及び資料5-4 「果樹政策の見直しに係る検討の視点について（議論の素材）」に基づき田中参事官より説明>

○福元部会長代理 ありがとうございました。それではまず、（議題）1のうんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通しについて、ご質問、ご意見等お願いしたいと思います。

○浦野委員 意見というより質問ですが、（資料4）2ページの適正生産出荷量を算出する際に、果物に対する価格の弾力性をどんな感じに見ているのでしょうか。果実は価格にかなり弾力性があるものが多いので、価格政策は大事かなと思うのですが。もしかすると、これははじめに需要量の方があるのでしょうか。これについてもう少し教えて下さい。

○秋葉課長補佐 非常に重要なご質問だと思いますが、まず100万トンという全体の量については、昔に比べてどんどん少なくなっていますが、一つの目安と考えております。100万トンだからいくらになるという形ではなく、過去何年かの経過を見てみると、100万トンを毎月どのように出荷していくことが極めて重要で、昨年も量が少ないと言いつつ、極早生で非常に量が多くなってしまった。そうすると一気に価格が下がってしまった。年間を通じての出荷がでこぼこしてしまうと価格が下がってしまいます。したがいまして、100万トンという数字ですが、きっちりとした出荷の平準化が、需要に

即した出荷が行われていれば、ある程度の振れは吸収できると考えております。

○浦野委員 今の説明は、逆に生産能力の方が 100 万トンということですね。これは、3 分の 1 に落ちてきているけれども、できるだけ今後 100 万トンを守ろうとしたときに、うまく需要に合わせて売れば、最大売り上げになるだろうという考え方のもとでの数字ですね。

○秋葉課長補佐 そうです。

○浦野委員 例えばこの 100 万トンが、かつての 300 万トンのように、生産量の拡大という視点は全くないのですか。

○秋葉課長補佐 100 万トンという数字は、今後の基本方針の策定の議論の中にも出てくるところがあるのですが、例えば加工品の需要を見ていったときに、圧倒的に特にジュースについては国産の原料の割合が低いと。こういったところが国産で代替できるものがあるということになれば、その部分の需要が増えてくると考えております。

○浦野委員 品種による付加価値化というようなことを考えるのですが、最近おいしいみかんがいっぱいありますよね、デコポンにしてもなんにしても。そういう品種は、温州みかんの土地を品種替えすることによって増えてきているということですよね。

○秋葉課長補佐 そういうことです。

○浦野委員 そうすると、300 万トンが 100 万トンに減ったけれど、減った分のいくつかは、高付加価値のものに転換していると考えてよいのでしょうか。

○秋葉課長補佐 その通りです。

○福元部会長代理 その他にございませんか。

○石川委員 今、浦野さんがおっしゃられたことが、ちょうど資料4の12ページにあります、これを見ると価格と生産量には、それほどブレがないのかなと。ただ、りんごだけを見ると、昨年は生産量が増えて値段が下がったということですが、ただ、みかんとりんごはちょっとケースが違ってて、りんごっていうのは世界各国いろんなところで生産ができますよね。日本でだけ取れるというわけではないわけです。例えばジュースということを考えると、もう少し何か構造的な変化が起これば、国産の果汁で今一般的に飲まれているジュースというものが生産可能だと思います。りんごは随分中国から輸入されていますが、それを変えるというそういう何かこう、力を何かでかければ、値段の問題だと思うのですが、それは可能だと思います。ただ、みかんというのは、日本がたくさんとれるところで、例えばオレンジはブラジルかアメリカぐらいしか、イスラエルもありますけど、あまりとれないでの、またそれは各品種によって違いますので、みかんとりんごと一緒に（一人あたり純食料が）5kgと考えるのはどうかなと、私は浦野さんのご意見に非常に賛同するところですけれども。

○秋葉課長補佐 りんごについての5kgの考え方ですが、これはご質問とは趣旨がちょっと違うかもしれません、我々が調べている食糧需給表ベースでは、輸入のジュースの換算も含めた計算をしておりまして、そうすると、りんごの果汁を含めたりんごの摂取量ということになると、日本の場合ですとだいたい一人あたり10kgを摂取しております。ちょうど国産の割合が半分の5kgということになりますので、その残りの5kgのところ、ジュースの部分のうち国産の割合を増やすことは、委員お話のとおり大事だと思います。

○石川委員 りんごに関しては非常にまだやる余力というものを持っていますのではないかという気がしますが、思い切って10kgにして頑張るというのはどうでしょうか。無理かもしれないですが。

○鈴木委員 今の話に関連して。価格との関係で需要が決まってくるという論点が経済学的に当然あるわけですから、例えばこの予想生産量が105万トンで、需要量の見通しが100万トンだというのは、105万トンの生産があっても価格を下げれば105万トンの需要を生み出すことが可能であれば、要するに需要が価格に反応するのであれば、価格

で調整して需給を合わせることは可能だということがあるわけです。この場合には、100万トンというのは、このぐらいの価格でないと経営が成り立たないという目安があってこの100万トンが出てきているということを、厳密に言うと考えないといけないですね。だから、(りんごの純食料を) 10kgに伸ばすのであれば、価格をかなり下げれば10kgまでいくから、それで量の方で稼ぐ経営でやるのかという判断になるわけですから、やっぱり、明示的には出さなくても、量と価格はセットだと考えて整理する必要があると思います。

○田中参事官 グラフをごらん頂いてお分かりのように、少しの量のブレで価格が大きく変動します。昨年のみかんの場合でも、裏年ということで、若干、極早生での低下はありましたけれど、全体を見ると大きく過去よりも上げているわけです。一方、りんごの場合は、過去、量がプラスになったときに大きく値を下げているといった状況です。明示的にしていないというのはおっしゃるとおりですが、経験則上、最も安定供給、安定価格がとれるラインというものをイメージしながら量を決めて、これに対する調整措置を行っていくという状況でございます。

○福元部会長代理 今、話がありましたように、生産経営安定（についての議論）はこのへんのところで取りまとめて、とりあえずはよろしいでしょうか。その他ございませんか。

○福士委員 りんごのことですけど。昨年、ああいった大きな被害があったわけです。春から秋まで全県的に大きな被害を受け、そのときはみなさんに非常にご協力いただきて、食べてもらったりし、飲んでいただいたし、いろんな形で激励して、支援対策として様々な形で支援していただいた。本当に感謝しています。さて、価格ですけれども、再生産に向けた価格というものがありまして、我々が使っている木箱は20kg入るのですが、これに収穫したものを入れて、選果をして、抜粋したものを農協さん、それから市場に出荷しているわけですが、最低ラインとして(20kgあたり手取りで) 2,500円なければ再生産ができないという考え方で頑張っています。昨年度はその線はとれそうな感じで回ったのですが、あまりにも雹害果があった、そして8月以降の降雨、高温、これによってちゃんとした収穫できる実の堅さ大きさを保てなかつた、また、つる割れ果があまりにも多く発生しました。それでひょう太くん、おかげさまで皆さんにお世話になったわけです

けれども、あれは手取りの 2,500 円を目標にして設定した値段です。と言いますのも、平年でありますと最低のラインということで、宅配や関係の会社、団体にお世話になりながら活動しました。結果的にひょう太くんの方が正常果よりも高くなつたのですが、やはりあまりにも生産量が予想以上に伸びたことと、やっぱりひょう太くんではなかつたのです、やっぱりつる割れ果の大発生があつて、それが市場に流れた状況がありました。今まで説明されましたこの生産量に今年また調整したいと思います。樹がちょっと弱いのですが、順調に生育していることがありますから、この数字は私個人としては賛成しています。それと、取り組む事業の関係だけれども、そういった被害なり、自然災害は別として、農水省さんで取り組む事業そのものは、我々もこれから指導していかなければいけないこだし、消費拡大にも力を入れてなんとか売つていきたいと、売りまくりたいと、そういう考え方で、果樹の価格というのは安定したものを目指しております。それと、加工についても、今年から県内の加工会社さんと普段からの情報の交換、今までやっていなかつたのですよ。生産者が困れば加工会社が何とかしてくれるという流れですつとやってきました。ですから、そういったことをしないで、普段からの安定供給、石川さんがおっしゃつたように、国内の 100%ストレートものを消費者の皆さんに飲んでいただきたい、そういう具合で考えておりまして、今年からりんごの安定供給に取り組んで、先にそれをやりたいなと思っています。

○平田委員 ちょっとよろしいですか。

○福元部会長代理 どうぞ。

○平田委員 果物の消費が一人あたり 30 kg まで落ちてきています。私から見ると、果物を売る工夫が、あまりにも足りないのでないかと思います。（会議用に配布したりんごジュースを指して）ここにりんごジュースがあります。私の農園もりんごジュースを販売しています。700cc と 200cc 両方を売っています。核家族化していますので、200cc はよく売れます、700cc はなかなか買っていただけません。家庭の冷蔵庫のキャパシティの問題もあり、現況に適合した販売の工夫が必要だと思います。私の農園では、りんごはジュースだけでなくジャム、干しりんご、ケーキなど色々なものを作つて売っています。私の農園にはドイツから留学生が来ています。彼女は毎日ケーキを作

ってくれまして、それにはふんだんに果物を使います。中でも一番使うのはりんごです。一方、当然、食育も必要ですし、消費者がどういったもの求めているかということをもっと真剣に、考えていかなければならぬという気はします。それと、最近、外国の旅行者が多く来日されます。外国の旅行者、特に東南アジアの皆様はりんごがとても好きです。タイの皆様は大量に持つて帰られます。すなわち、多面的な販売方法を考えていく必要があります。高品質で高級品の生果主体の販売方法では、今後、消費拡大は難しいという気がします。

○福元部会長代理 振興方針の方に議論が入ってきていますが、あと1、2点何かござりますでしょうか。

○松本（香）委員 私はみかん農家ですので、この100万トンという数字は、今年はおもて年なので、もう少し増えるかなと感じがしていましたけれど、集約したらこういうことだということです。ただ、昨年の91万トンという全体の中では、価格差がすごくあります、長崎、和歌山あたりだと200～300円近くの単価をとっていますが、我が県は100円台という差がありますし、もちろん加工向けの努力もしていますし、緊急事業ではジュースもかなり搾って、実は熊本県果実連あたりでもかなり搾っております。担い手の育成をしていくことで、産地を大規模化した人たちも育成していくかなければいけないですし、中山間地とか高齢者対策にしても果樹生産地においてすべきことなわけですので、そういうことを集約してこの数字が出てくるわけですから、やはり安定して生産者が生産できるかということが重要で、私たちが使わせて頂いている税金を有効に活かしていくためにも、消費の拡大にもお金を使っていただきたいと思うところです。昨年、江草委員が言われてましたβークリプトキサンチンの話も、こんなにいい材料はないのではないかと常々思っているのですが、それが活かされていないという感じがしますし、昨年のバナナダイエットでは、随分打撃を、おそらく経済が混迷しているというだけではなくて、バナナマイナスの効果というものに、国内の果樹生産者はかなり苦しめられたと思います。食育も含めて果樹の食が崩れていくということにもっともっと力を入れて頂かないと、産地ももちろん荒廃しますし、担い手も育成できないという感じがします。

○福元部会長代理 富士委員、途中でご退席ということで、何かございますか。

○富士委員 全体の話になってしまいますが、需要拡大ですけれど、毎日 200 g 運動をやっていた、その総括というか、実績というか、今後引き続きそれをやっていくのか。それから、先ほど話がありましたが、今後の消費拡大への姿勢といいますか、どういうふうに捉えてやっていこうとしているのか。少量多品目ですよね。世帯人数が減ってきていて、少量でカットフルーツとかそういう形になっているので、生果といつてもカットフルーツとかフルーツミックスとか、みかんの 1 個売りとか、どういう消費形態に着目して拡大運動が起こっているのかを考えていくべきだと。もう一点は、基本方針のことですが、果樹の経営安定対策のあり方ですけれど、うんしゅうみかんで生果に対する経営安定対策をやめ、今の対策になったわけで、その経営安定対策の代替といいますか、果樹共済を代替の経営安定の対象にしたと思いますが、ここにありますように果樹共済は加入率が 3 割にも満たないという状況の中で、今後の果樹の経営対策について、今までいいのか、今の枠組みの中で強化していくのか、もう一回これまでの経過を踏まえてどういうふうにやっていこうとしているのか、これから基本方針を検討していく中で考えていかなければならぬと思います。

○福元部会長代理 何かございますか。はい、どうぞ。

○川田委員 今回の議題は 2 つありますて、まずはこのうんしゅうみかんとりんごの適正生産出荷見通しについて、これは毎年この時期にやっていますが、少し切り離して議論すべきだと思います。あの果樹の基本方針につきましては、もう少し長いスパンでいろんな角度から検討が必要であろうということで、みかんを将来的にいくらにするというような論議が新たな基本方針を検討する上では必要であると思います。ひとまずこの今年の適正生産出荷見通しについて決めなければならないわけで、実は、先般 4 月 23 日に大阪の方で全国のみかんの主要県の代表者に集まつていただきまして、お互いの共通の利益のためにお互いが連携しようということです。やはり需要にあった、味がきっちり消費者に理解して頂けるようなものを出荷していこうと。そのためには、生産の段階から仕上げ、商品づくり、そして流通の段階で仮にそういった需給の安定が崩れたときに、昨年は実は予行演習をやったのだということで、極早生の価格が下がったとき、特に九州、熊本、佐賀含めて、果汁工場は厳しいわけですが、極早生の搾汁をかなり思い切ってやって頂いた。おかげである程度の価格が実現したということがありました、これはみんなで予行演習

をやったと、今年が本番だということで、4月の段階では、だいたいおそらくこの105万トンの生産量があるだろうなという中で、みんなでやろうと。もう一点は、長いスパンで見たときに、やはり昨年が9割で、今年が2割多いなんてことは、少なくとも農家として、プロが作るものとしては、大変情けない話です、実は。これはお互いが毎年きちっとある程度の生産量が作れるようなところをみて、これは自らの責任だということの申し合わせはしたということです。ただ、一点だけ懸念していますのは、100年に1度という経済情勢の中で、非常に昨年あたりから現場で厳しい状況が続いております。確かに消費者は、特に果物に関しては、買うべき優先順位からすると比較的後の方になるという中で、みかんは一番早くから影響を受けた品目だと思っております。今年もまだこういう景気の中で、果たして末端での消費がどういうふうに行われていくかなという不安が若干あります。（適正生産出荷見通しの）数字に関してはこんなものだろうという感じです。

○福元部会長代理 ありがとうございます。今、まとめて頂きましたが、この辺で一度仕切ってよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○富士委員 りんごの数字で輸出が2万5千トンとありますが、日本の（りんごの）輸出の大半が台湾です。残留農薬の問題で、台湾で使っていない農薬が使われていると輸出ができないと。台湾の基準を変えるような働きかけをしているのか、それともしょうがないものとしてそれに合わせていくのか、その辺の台湾への輸出の関係が考慮されて、その上でこの2万5千トンという数字になっているのですか。

○田中参事官 これは昨年、台湾の残留農薬基準に引っかかって、台湾に輸出できないという状況が何回か生じておりますが、日本では認められていて、日本では売れるような農薬残留状況であるけれども、台湾では基準値が設定されていない、ごくわずかでも検出されではいけないので、台湾では売れないと、そういう状況があったわけです。私どもの方としましては、2つの方向性で対応しておりますが、一つはやはり台湾がお客様ですから、相手が求める形で農薬を使用して、しっかりとこちらでも基準に入っているかを検査した上で輸出するということです。このような努力を現場や流通過程でしなければなりません。一方で、どうしても日本の環境ではその農薬を使わざるを得ないという部分も出てきます。そういう部分を十分台湾側に理解を得て、台湾に新たにその農薬の残留基準を

設定して頂くという働きかけも併せて行っております。これについてはすぐにというわけにはいかないですが、粘り強く要請していきます。それから、日本国内でどのような農薬基準値設定のニーズがあるのかということについても、現場からの情報を吸収しながら政府としても努力することです。この2本の対策を平行していくことが必要で、現在遂行しているという状況です。

○秋葉課長補佐 2万5千トンの考え方ですが、昨年の見通しの時は3万トンという数字を出しておりました。これは、それまでの輸出の状況を見ると、右肩上がりで進んでいたからですが、しかしながら、りんごの20年産については2万1千トン程度となっております。その前の年の実績数値が2万5千トン程度でございまして、今年は栽培管理、農薬の使用に留意した上で、2年前の2万5千トンは確保していきたいということで、この数値を出しております。

○福元部会長代理 色々と議論頂きましたが、このへんで、うんしゅうみかんとりんごの適正生産出荷見通しについては、本部会の御議論を踏まえまして、農水省の方で最終調整を行った上で、策定・公表して頂くという方向で整理するということでご意義ございませんか。

○委員各位 異議なし。

○福元部会長代理 それではここで5分程度休憩したいと思います。

<5分間休憩>

○福元部会長代理 時間になりましたので再開したいと思います。議題2の果樹農業振興基本方針の策定について、先ほど説明のありました内容につきましてご意見を頂きたいと思います。

○鈴木委員 先ほどの富士委員の指摘にも関連しますけれども、経営のセーフティーネットについてです。果樹について見ると、先ほど話に出ました経営安定対策のような政策は、

加入率も低いということやいろんな状況があって廃止になって、それから、災害対策としての果樹共済の方も2割程度の加入率ということで、果樹経営は経営安定対策というかセーフティーネットに反応しにくいというか、馴染みにくいという特質があるって、他のものでやらなければいけないというのか、基本的なことですが、そのあたりをどう解釈したらいいのか、解説して頂けるとありがたいのですが。素朴な疑問ですけれども。

○田中参事官 現在の果樹農業振興基本方針を見て頂きますと、（資料5－2の参考）4ページ目の（2）担い手への経営支援推進というところですが、ここに18年まで行ってきた経営安定対策についての評価が記載されておりまして、価格低落時の補てんにより担い手の経営安定に寄与しているものの、低品位果実の出荷による販売環境の悪化、毎年補てん対象となる県の存在等の課題に対応することが必要となっている、ということでございます。この部分を少し解説しますと、果実の場合は、産地ごとの品質の差異が非常に激しく、それに経営安定対策を当てはめますと、ここに書いてありますように、高品位果実を生産している産地が十分メリットを得ていないのではないかという意見が強くなっています。また、低品位果実を生産して毎年補てんを受けるというような部分で、差異が大きいということで、結果として、経営安定対策に対する加入率自体も低くなってしまうというような状況があり、制度として運営が適切に行われない部分が生じたわけでございます。こういう観点から、財源を使うとすれば、需給安定対策を進めるとともに、むしろ担い手の経営基盤の強化、産地の構造改革の方に重点化して対策を打つことが適當だという考え方から、平成19年度以降、現在の経営支援対策及び需給調整対策とセットで果樹対策を進めるということになったという状況でございます。

○福元部会長代理 平田委員、どうぞ。

○平田委員 今後の果樹政策で、基本的に抜けてているのは、担い手の育成というところではないかと思います。（資料3）1ページの右上のところですけれども、年齢構成が書いてあります。60才以上が61.2%、50才以上で見ても86.7%の人が果樹を担っているということですけれども、数年後に日本の果樹産業が壊滅的な状況になるのは明白です。50才以下の生産者が13%しかいないですから、今作っている果樹を維持することが極めて難しい状況です。新しい担い手を積極的に育成している状況でもございま

せん。鈴木先生が発言されましたように、果物を作ることで安定した所得が得られるという政策に移行しない限り、日本の果樹産業の未来はないのではないかという気がします。一方、あまりにも規制が強すぎます。果樹振興ではなくて、生産抑制のような気がします。こういったことでは、若い人が農業を目指すということは難しいのではないかという気がいたします。すなわち、担い手の育成をもっと真剣に考えると共に再生産可能な利益を確保できる施策が必要だと思います。果樹の場合は永年性作物ですから、当然のことながら今年1年間休むというわけにもいきませんし、去年の青森のように、天災を受けることが多いわけです。共済に入っていても80%しか補てんされないわけですから、実際利益はほとんどない状態です。現在の日本の果樹栽培はこういった状況ですが、現状では担い手の確保は極めて難しい状況だと思います。私は、平成3年の19号台風で5千万円の被害を受けて、無利子のお金をお借りしました。ようやく返済しましたが、その後も3千万円ぐらいの被害を受けました。それから施設についても、ハウス建設に10アール2千万円ぐらいの費用がかかります。それを利益の中から償還するのは、極めて困難です。政策的に儲かるような形になっていればいいですよ。利益が出るか出ないかわからないような状況の中で、何千万円という設備投資をして、果樹栽培を志すことは不可能です。ブドウ栽培の場合、施設栽培でなくては、生産の不安定、農薬の使用などを伴い施設は不可欠だといえます。そういった状況の中で、生産者に対して、もっと優しい農政を行う必要があると思います。先々月、上海に行きましたけれども、郊外に何千haというハウスの果樹栽培が行われていますが、8割が補助です。上海市が40%、中国政府が40%。膨大な経費がかかるハウスだと思いますけど、政策で果樹振興を行っています。中国と日本が対等に太刀打ちすることが益々難しい状況になっています。日本も政策的に担い手の育成をもっと力を入れてやっていく必要があると思います。一方、省力化に対する技術開発も大変遅れています。（資料3）23ページに紅玉の加工用の事例が出てましたけど、加工を対象とした技術開発が遅れていることも事実です。私の農園では、他の農園に比べるとだいたい3分の1から4分の1ぐらいの経費で生産していますから、そういった努力は確かに足りないと思います。産地計画にしても、この樹種はいけないとか、あまりにも規制が強く、経営にあった樹種の導入が難しい状況です。一方、今現在の果樹栽培は利益を確保するために多様な形態で行われています。すなわち、（資料3）2ページの右にありますが、樹種・品種や作型の組み合わせによって労力分散、リスク分散、価格の分散を行う経営が多くなってきました。その中で、これでなければいけないという政策では生産者の方々は、

利益が確保できる経営はできないのではないかと思います。従って、すべての施策において、生産者のサイドとして使いやすいような政策にしていく必要があると私は思います。

○松本（広）委員 質問を一つしたいのですが、果樹経営では、新規就農者はどれくらいでしょうか。果樹によっても違うと思いますが。すぐには分からぬみたいですが、わかれれば。60才以上が6割を超えており、果樹の長期戦略が必要ですよね。りんごが結果樹面積で4万haぐらいで、みかんで5万ha弱で、（資料3）2ページにある果樹園の傾斜度別面積割合を見ると、みかんは4割を超えるところが15度以上の傾斜があって、イメージしてもああそうだなと思います。こういうところは極めて惨めな状態になります。例えば和歌山の廃園になった梅園は本当に惨めです。あるいは、さかのぼれば、桑園は極めて惨めな状況ですね。舵取りを間違えれば、平成の桑園とか、そういうしたものになると、ちょっと強烈な言い方をしますと、そんな可能性も、舵取りを間違えるとあるのではないかと思います。特にこのみかん、古いデータですけど44%が傾斜地で、中山間の対策は、イメージは米がついつい頭にあります、果樹政策として、もっとダイナミックにそういうところへの位置づけを考えていく必要があるのではないかと。なければたぶん手の打ちようのない散々たる果樹生産地といいますか、みかん生産地を想像する。これが5年後10年後に望む日本の姿では決してないわけですから、手を打たなくてはいかんと。そういう意味で、一度終わってしまいましたけれども、鈴木先生もおっしゃいましたけれども、一度、セーフティーネットをですね、転換した経営安定対策をですね、そういうものが、もう一度、基本方針見直しにあたって、もう一回検証して、中身は変えてもいいんでしょうけれども、転換した施策の中から、やっぱり落としてはいけなかつたというものががあれば、それはもう一回汲み取って施策体系に入れていくと、こういうことも大事ではないかと。一回整理したものだから戻れないよというようなかたくなな判断はしなくてもいいのではと思います。

○本川生産局長 経営安定対策については国会でもいろいろと議論いただいております。ただ、例えば牛乳であると、国産牛から搾る牛乳であれば、全国どこで搾っても、だいたい均一化します。値段がいくら下がったからいくら補てんするというのは非常に易しいことです。果樹では、例えばうんしゅうみかん一つとっても、高く売れるものから必ずしもそうでないものと産地によって差があり、また農家によっても差があります。そういう

うものについて、例えば、どういう価格を設定して、それを割り込んだときにいくら補てんするのかということをどうやって決めるのか。前回は、低いところで価格を決めて、それを割り込んだら払いますという形にしたので、結局、あまり良いものを作らなかつた人だけが補てんを受けたわけです。それはおかしいではないかということで、良いものを作つて頑張つてる農家の方がより支援されるように、駄農奨励と言うと非常に言葉が悪いですが、頑張つてゐる人の改植などに支援を集中しましようという議論を進めて頂いて、そのような支援（経営支援対策）にしたところです。けれども、そういう問題がある。一つの単品をとつてみても、誰を基準に設定して行うのか、例えば全国で一律のものがあつたら全員に払いましょうと、例えば300円で売れてゐる人にも200円で売れてゐる人にも、170円を割り込んだら払いましょうというと、300円の方は必要がないのに支援されるわけです。そういうことに対して、税金を払う国民の側から見てどうかという問題があります。ましてや、みかん、りんご、いろんな品種が出てくると、それぞれについてどういう価格水準を設定して、どのように支払いをするのが税金の使い方からいって合理的かというようなことを考えていくと、なかなか答えがないところです。一旦來た道だから元に戻れないということを言つてゐるつもりは全くありませんし、今回もご論議して頂きたいのですが、ただ、やるとなると税金を使うことになるので、そこをどのようにするかということが非常に悩ましいです。例えば牛の子牛であれば、国産牛の子牛あるいは黒毛和牛の子牛というのは、だいたい全国どこで作つてもいくらということが決まりますが、そこが非常に難しいということあります。さきほど参事官も話をしましたが、まさにそういうことであります。一旦來た道だから戻れないということを申し上げるつもりもございません。ただ、どのように設定をしたら一番農業者の方にも納得いただける支援になるかということが、正直言つて、国会でも4、5回質問を受けましたが、なかなか答えが見い出し難いということです。審議が始まったばかりですので、我々もいろんなものをお紹介させて頂いて、ご論議頂ければよいと思いますが、そういうような悩ましいところがあるということでございます。

○小栗審議官 もう一点補足すると、摘果の具合によって、全体量は伸びたり縮んだりして、摘果せずに量を多くしたらいいとかあるいは生産されたものを加工用に回すかどうかということで、加工用は安い、生果は高いと、トータルとして、（全体生産量の増加による）価格低下に補てんするというモラルハザードが生じる恐れもあります。

○本川生産局長 モラルハザードが生じやすいのです。摘果をちゃんとした人の値段は上がりりますけれども、全体が下がってしまいますと、摘果もしないで小さいりんごを出した人は得するというようなことにもなりやしないかという心配があるということです。そこをどういうような仕組みにしたらいいかと、正直悩んでおります。

○松本（広）委員 誤解のなきように。駄農を推奨するというようなことを求めて言っている訳ではなくて、前に進むけれども、色々とすべきところについて検討したいと。決して駄農を勧めているわけではありません。

○福元部会長代理 他に何かございませんか。

○川田委員 5年に1度の見直しということで、やはりスパン的には5年、10年というところの経営安定策をどうするのかというところだと思います。その中で例えば、果樹政策をどうするとか、消費拡大をどうするとか、加工需要をどうするとか、埋め合わせをどうするか等ということになるのではありますが、やはり基本的には、日本の国内の果樹産業をどう位置づけて、今後国民的なコンセンサスがどうなるのかという問題もありますが、位置づけていくかということをまず大きなテーマにおいて、そこに向けてそうあるべしというものが出てるならば、それに向けてあらゆるアプローチをしていくという手法をとらないとどうしても、今までやってきたいろんな失敗もありますし、経緯もありますし。先ほどもありましたが、どうも国民的コンセンサスを得られるところというのは、日本があまりにもいろんなものを海外に依存しすぎてきたなというのは、みんなお互いですね、日本国民はほとんどここ1、2年の中で感じててきたところで、油の問題であったり、依存をしてきたという中で、じゃあ日本の国内はどうなのかということは、当然農業も含めて、果樹という問題につきまして理解を得られる時期に来たのではないかと。そういう意味においては、やはり、元々、この5年前に（基本方針を）出した中で、最終的に一番大事になってくるのは、果実の需要の長期見通しと果実の生産目標、ここにもう一点入って来なければいけないのは、やっぱり金額ベースでいくらぐらいの金額で、国民側に果樹というものを捉えてもらうかということです。実際に経営していくことになりますと、所得との絡みがあって、所得が経営できないものでやれというのは非常に無理な話なので、やっぱりその辺の目標を、もう一回洗いざらい見直しをかけてみて、みなさんと目標を定めて、

それに向けてできることのアプローチを主体的にしていくという時期に来たという気がします。

○松本（香）委員 経営安定対策が、前に行われていたものが失敗だったということは、やはり現状に合っていないということがあったと思いますけれども。国内全体含めてこれだけしか出せませんよというのを決めてあっても、参加しない県があったり、前年度の出荷量に対して今年の出荷量が個人個人の方の経営体で決められてしまうわけですが、良いものをたくさん作っても出せない、悪いものをたくさん作っていても前の年にたくさん出していれば出せるという、本当に矛盾した点があったからうまい具合に起動しなかったのではないかなと思います。だから、私の家では必要ないと思いますが、全体的な果樹農家を見ていれば、そういうものがあれば後継者の育成ができるし、これから先の果樹の安定生産につながると思うのです。そういう過去にいろんなまずかった点は改善しながら、もう一度考えてみる必要はあるのではないかと思います。

○福元部会長代理 その他になにかございませんか。

○平田委員 中山間直接支払い制度というのがございます。急傾斜水田は傾斜1／20、急傾斜果樹の場合は傾斜15度（5.4／20）になっています。広島県でいえば、瀬戸田や大長みかん栽培のように、人間が立っていられないような状況でないと対象にならないというところです。この政策は、いわゆる環境支払い的なものだと思いますし、もともと水田のための政策ですからそうなったと思いますが、畑作の方が水田以上に肉体労働を必要とする難しい作業です。今回見直しされますが、少なくとも水田と同等の傾斜にするなどの見直しは必要だと思います。果樹は、東北地方は例外として、そのほかのところで米が作れない傾斜地を果樹園にしているわけです。より危険な状態のところで作られていますので、水田以上の配慮が必要だと思います。今、鈴木先生がいらっしゃいますけれども、企画部会でも色々議論され生産額の不足保障と、環境政策、地域政策などそれについて論議して、生産者の所得というものをどう保障していくか検討しています。再生可能な所得が保障されない限り、若い担い手は育たないということで意見は一致しています。中山間直接支払い制度で、傾斜が水田は「パーセント」で畑作が「度」になっているか私には理解できません。その辺のところも、今回の見直しで、修正していただきたいと

思います。

○川田委員 関連ですけど、水田の場合と樹園地の場合ですね、条件が違うと。水田が優先的に、水の利用、環境等もあって、単価的にも高いということがあります。もう一点あるのは、来週の土曜日にもうちの島の方でやるのですが、島の中にイノシシが増えてきてまして、全く手がないというような中で、みなさん工夫されて、中山間直接支払いを利用して、島中を帯状に、山から下りてこないように柵をしたと。そうしないと、各園地でやつていたら膨大な費用がかかって大変だということで、制度を利用して、島の一番頂上から、山際から峰の間を、みなさんが管理していくということをやっているところです。特に鳥獣害の被害というのは昔から段々畠があったのですが、イノシシは100kgぐらいありますから、石を崩すと畠が崩れることがあるって、人間様がかごの中で営農を続けているというようなことがあります。やはりそういったところの保全ということも考えて、鳥獣害対策というようなところもあるうかと思いますので、みんなでそういうところの合議をしようとやっているわけですが、なかなかはっきりとした結論が出ないということで、若干そういう関連もあります。先ほどの中山間の見直しの問題ということを、視野に入れて頂けたら良いなという感じがします。

○福元部会長代理 今のイノシシの話ですけれども、大田に近中四農研の鳥獣害研究室があります。チームです。そこでイノシシ対策の研究をやっています。ご相談されたことはありますか。

○川田委員 非常に学習能力が高いですね。それと、イノブタですから、2年目からたくさん出るわけです。

○小栗審議官 鳥獣害については、全国で問題になっておりまして、昨年、特別措置法を作りました。市町村で合意体制を作つて頂いて、国が2分の1の補助、残りの8割も交付税措置ということで、地元負担が少ない中で柵ができるということでやっておりますが、全国にPRしても、なかなか浸透していなくて非常に困っているところです。もし特別措置法の件が知られていなければ、市町村で計画を作つて頂かなくてはいけないので、ぜひお願いしたいと思います。なかなか、中山間地域、果樹に限らず植わっております、ほ

つといてよくなることはありませんので、守るか、あるいは撃って頂いて、たぶん両方やらなければならぬのでしょうかけれども、国はできるだけの支援はしていきます。

○川田委員 いなかつたものが、侵入されてきたんです。島に。

○小栗審議官 海を渡ってきたのですよ。

○福元部会長代理 国の方でもそういう施策をなさっておられるようですし、我々からいうと、農研機構でも、研究者の数は少ないですけれども、中央農研と中四農研で鳥獣害の研究をしております。イノシシはかなり対策をしなければならないというお話がございましたものですから、果樹も含めて研究開発を進めておりますので、何かありましたらご相談頂ければと思います。その他ございませんでしょうか。

○鈴木委員 中山間直接支払いがお話に出ましたけれども、2年ぐらい前に品目横断の経営安定対策が産業政策として入ったときに、車の両輪として、社会政策的な多面的機能に基づく施策、中山間を含めた施策を充実するということが大きな柱となって、農地・水・環境等が入ったわけですが、まだなかなか弱いということで、今言われたような中山間直接支払いと農地・水・環境等の政策をまとめて社会政策的な側面の大きな柱をどんなふうに作るのかという点が、全体の基本計画でも論点の一つになってくるかと思いますので、果樹の場合、経営安定対策で難しい面があるとすれば、傾斜地が多いということもあり、多面的機能なり、中山間にに対する施策の充実という点でどれだけ広げができるのかという点は、ぜひ議論するべきだと思います。

○福元部会長代理 他にございますか。

○江草委員 消費拡大に移ってよろしいでしょうか。私は、果物の消費拡大と食育という、つまり人づくりということの連携といいますか、関連性について提言させて頂きます。果樹振興基本方針の中で食育と連携した取組とありますので、ここと関係してくると思いますが、つまりどんな人をつくれば消費拡大につながっていくのかということを、具体的に落とし込んでいく必要があると思っています。例えば小学生を対象にして考えますと、低

学年の子どもは柑橘類を上手に食べることができる子どもをつくる、高学年はりんごの皮剥きを上手にできる子どもをつくるということで、具体的にどういう人づくりをしていくかということが本当に重要になってくると思います。といいますのが、（資料3）果樹をめぐる情勢の19ページに、幼少期の果物摂取頻度と現在の摂取頻度の相関という、左上の小さいグラフですけれども、ここではっきりと相関関係が見て取れまして、明らかに子どもの時期に食べている子どもは大人になっても食べるという継続性が明らかですよね。つまり、果物を食べる習慣がある子どもをつくって、将来にわたって果物を食べることで健康な人をつくるということを目的にした食育をしないといけないのではないかと思います。目的の次に重要になってくるのは、目標なんですが、ゴール設定の明確な目標を持たないといけないと思います。昨今、田植えですか稻刈りですか、何々狩りという体験型食育ですか、料理教室という参加型、パネルを展示するという展示型の食育というのがたくさん行われていますが、これは食育の中の一つの手段であって、これはすぐ目的につながるものではないと。ここにも出ていますけれど、果物の専門家による出前授業ですか、果物の作文による普及啓発とか、これは一つの手段であって、人づくりに即つながってくるものではない。食育というからには、やはり人づくりにつながらないといけないのではないかということで、一例として、低学年は柑橘類を上手に食べることができると、高学年はりんごの皮剥きをきちんとできる子をつくると。こう申しますのは、現場の声ですが、うんしゅうみかんを低学年の子どもに一つ与えますと、皮をばらばらに剥いてちぎってしまうような状態で、しかも夏みかんに至っては、8分の1を渡すと、厚皮までかじりついてしまうという、そういう食べ方しかできない。りんごの皮は、高学年どころか中学校の女子生徒でも剥ける子が少ないと、そういう現状があるわけでして、このハードルを越えさせてあげないと、消費の継続性というのはなかなか難しいことではないかと思います。その手段として、もちろん園地の見学ですか地球温暖化の勉強ですかジュース作りとか、いろんな手段はたくさんあっていいと思うのですが、やはり目的があって、ゴール設定の明確な目標があって手段があるという、こういう食育をきっとこれからしていかなくてはいけないと思っています。それで、ここにやはり果樹部会としてどう消費拡大ということをつなげた食育をしていくのかということをできれば、市町村で食育推進基本計画なるものが全国でだいたい50%ぐらいできていると思うのですが、こういうことと連携してうまく消費拡大に結びつけていく必要があるのではないかと。もう、体験型の種まき的な手段の食育から飛躍する時期に来ているのではないかと私は思います。

○福元部会長代理 食育の話が出ましたが、富永委員何かございますか。

○富永委員 私も、子どもが小さい頃に果物と野菜はすごく食べさせていますので、保育園でもそういうような取組をすればすごく違うのではないかと。でも、今のお母さん方を見ていますと、特に私のところは保育園から大学院まである大学でしたので、いろんなお母さんを見ていますと、今の若いお母さん方は、こういうお母さんに育てられたら大丈夫かしらと思うお母さんが随分いらっしゃる、そこが一番心配ですね。うちの学生は、食物学科でしたので、いくらでもりんごの皮でも剥けますが、一番すごいなと思ったのは、あまり切れない果物ナイフを与えられて、小さい頃に自分で皮を剥かなくては食べさせてもらえなかつたという、そうおっしゃるのが、さっきの江草さんがおっしゃるようなことかなと。ただ、じゃあどこがやることなんですが、本当は家庭がやるべきだと思いますが、今、家庭がやらないことを食育でやらせようとしていることが、本当は間違いだと思うところですけれど、そんなことを言っていてはもう間に合わないという時点なので、まず果物に親しませて、それから、やはりみかんの皮剥きを競争させるとかですね、私たちは子どもの頃、りんごの皮をいかに長く切らないで剥くかをよく競争していました。そういうふうにすることも必要だと思います。今のお母様方になぜバナナが売れたかということを分析して、じゃあなぜみかんを食べるのかというふうな話に持っていくかないと、今の若いお母様方はだめなのかなって、そういうお母様方の割合も多いのではないかなど。栄養の点とか、そういうことで言うのはなかなか難しいかなと。私なんかは、まことしやかに言うことに対して非常に引く思いがあるのですが、やはり食育ではそういうところをまことしやかにですね、こんなに良いことがあると言うことも必要かなと、最近は思い始めました。ただ、本当はそうではないなと思うのですが。でも、確かに果物を食べる、野菜を食べるということは、体に悪いことではないので、そういう点からすると、仕方ないかなと思います。本当に年とった方はいっぱい食べるのに、若い人は食べませんよね。

○松本（香）委員 あさって、地元の中学校で職業講話をやることになってまして、東京から帰ってくるのでちょっとと言いましたら、県の方から、ぜひした方がいいと言われて、資料ももらったところです。職業のことも話しながら、果物の良いところもぜひ話してきたいなと思っているのですが、如何せん、そういう機会というのがとても少ないと私は思います。学校とか保育園とかに出向いてするとか、あるいは、以前我が家では保育園とかのみ

かん狩りとかを受け入れて、そういうこともやっていましたけれども、本当に食育食育といいながら、以前より少なくなっているような感じがします。ですから、そういったところにも補助金がいるのかどうかわかりませんけれども、先生方の考え方次第なのかもしれないですが、積極的にして欲しいという感じはしますし、さっきバナナの話をしましたけれども、バナナでみんな洗脳されてしまったのではないかなという感じがするのですね。じゃあ、βークリプトキサンチンで洗脳してもいいんじゃないかと。ちっちゃい頃から体に良いということを言い続けなければ、消費は増えないかなという感じはしていますし、理屈ではなく、常に食べる習慣づけをするために、一つのアイテムかなという感じはしていますけれども。

○石川委員 少しいいですか。今の若い人みなさん食べないという話ですけれども、私はアメリカの大学に行ったのですが、サンドウィッচショップには、りんごとかがたくさん売っています。それで、丸のままみんなかじっているのです。だから、別に剥かなくたって、もうちょっとりんごに小さいものがあれば、サンドウィッчショップに置いて頂いて、1個買うとかね、日本のりんごがあまりにも立派で、4分の1しか食べられないから、だからみんな食べなくなってしまったのではないかなっていう気が私はしています。だから、あんまり立派なものばかり目指すことなく、消費者のレベルをみなさん考えて頂いて、ちっちゃいものが売れるかもしれないですし、そこをちょっとですね、生産される方は考えて頂いたらありがたいと思います。それからあともう一つ、平成17年にできた果樹農業振興基本方針で、気分の悪い表現があるのです。一番最後の第5番ですけど、第5の2の(2)果汁工場の再編・合理化というところですけれど、私どもの会社のことをすごく悪者のように書いてあります。驚きました、今これを見て。みかん果汁工場は、低価格で輸入されるオレンジ果汁の影響で販売環境が悪化し、経営が厳しいことから、と書いてあるわけです。こんなことが、国が作った基本方針に載っているのかと思いまして、ちょっと驚きました。私どもは、低価格で輸入されてるかもしれません、なんとですね、関税を25.5%も払っておりますから、それはEUの標準より10%も高いです。決して安くはないのです。それから、みかん果汁とオレンジ果汁の味は全く違います。みかん果汁だけですとちょっと甘さが強い。オレンジを入れることによってぴりっとした酸味が出て、そこでみなさんポンジュースを買ったりするのです。だから、ここでこうちょっとですね、あまり国産は素晴らしいんだと、そういう敵対的なことを書くと、消費者の視点がなくな

つてしまって、国産対輸入という構図ができて、そういうせめぎ合いの中で、消費者の視点っていう、あるいは今の食育教育の中で、そういうことがないがしろにされている可能性があるかなという感じがしました。みなさんのおっしゃることは大変理解しますし、果汁生産が大変だっていうことはよく理解しますけれども、やっぱり今後のことを考えると、先ほどもお話が出ていましたけれども、消費をどのようにして増やすか、果汁も下がっていますから。そういうことをもうちょっと強く出して頂ければ、私もいる価値があるかなと思うところですけれど。あまり国産国産っていうと、次回から来るのをやめようかなと一瞬思いましたので、一人ぐらいなくともいいかなって。

○福元部会長代理 今、食育の話と果汁の話が出ましたけれども、もう一点何か。はい、どうぞ。

○平田委員 今、品種改良が一部の県で行われています。知的財産権の名のもとに、育種以外の県では、栽培できない状況になっています。独禁法に違反することではないかとさえ私は思っています。真にネイティブな県民がどの程度おられて、県独自の税金でどの程度まかんわれているのか判りませんが、作るのはわが県で作るけれども、県外のみんな買ってくれるというのも、いかがなものでしょうか。特にいちごで申しますと、私どもの県では育種をしていませんので儲かる品種は栽培できないのが現状です。育苗業者は儲からない品種は育成しませんから、私の県ではいちごを作れないという状況になっています。そのへんのところについては、要は、国が優良品種をどんどん育種して頂くならば全然問題はないですが、そういった対応もまだ出てきていないのが現状です。国の育種では、ブドウではいい品種ができていますけれども、全部の果物についてそういう形ができるいないということに問題があると思いますが、そのへんのところはもう一度考えて頂きたい。

○福元部会長代理 これは私がお答えした方がいいと思います。今はもう国ではなくなりましたが、私どもはオールジャパンの品種を育成するという使命を持っていまして、これまで品種を育成してきました。同時に良いものをというのはなかなか難しいこととして。例えばふじですが、昭和14年に交配し、40年代の後半から伸びてきまして、2002年に世界一になったぐらいです。幸い、例えば梨ですと幸水なり豊水、あと最近ブドウはシャインマスカットがかなり出ていると思いますけど、あとは国の頃からですね。りんご

は最近長野がいい品種を作つてまして、私共からも、来年度に黄色ですけれども、非常に甘く良い品種が出ます。そういうふうにできるだけ、政令で指定して頂いてる果樹については、県のご協力を得ながら育成に頑張っています。ただ、私共一生懸命頑張つておりますので、そこはお待ち頂きたいと。あと、いちごについては、果菜類は野菜茶業研究所でやっているのですが、オールジャパンで通じるような品種を、これを含めて私共研究開発に取り組んでいきたいと思っております。

○福士委員 いいですか。今、品種の話が出ましたから、ちょっとと言いたことがありますけれども。この囲いを取り外す、各県ともみんな思っています。取り外すことを主産県の生産者は望んでいます。それは立場だけの話であって、生産者は取り扱つて欲しいと働きかけて、増やそうという意見で一致しています。なぜかというと、良いものは大事に栽培したい、お金にしたいということがあって、ですから我々も新しい品種が出れば、しっかりやっていくわけですよ。そのりんごが、新しいからといって、ロットが出なくて、そうすれば、食べさせておいしいということで軍配が上がつても、次に食べさせるものがない。それと同じように、それは生産段階で、各県とも流通させたとしても、ロットの問題が出てくると思います。良いものはみんなでやつた方が産業として成り立っていくのではないかという考え方から、合意点として一致しているところあります。でも、各県ともみんな頑固で、我々もできるという言い方をするけれども、農水省さん、指導でもいいですから、こういう意見ありますからということでもいいですし、ぜひやって欲しい。品種のことについてはそういうふうに考えています。そしてまた、今まで食育やら消費者への情報提供、いろんなことがありますけれども、要するに消費拡大につなげたい、強い果樹産地を作りたい、将来のあるものにしたいという大きな目的があると思います。ですから、そのへんも大変難しいことだけれども、200g運動が、言い方悪いですが、機能していないのではないかと。非常に難しい問題だと思いますけど。

○浦野委員 今のことに関連して。やはり、情報量が少ないと思います。例えば、私は個人的に果物が大変好きでして、デザートとしては全く食べません。食事前に必ず食べます。特に、朝食に。果物の機能を信じていますから。こういう習慣を変えていかないと。ここでいろんな資料を見ると、他に食べるものがあるからというのは、やっぱりデザートとしては果物よりはケーキなのかプリンなのか知りませんが、そっちを選ぶと、そういう感

じですよ若い人は。そうではなくて、果物は本当に体に必要なものであって、穀物とか野菜とかと同じようにベースにあるものなのっていうところから始まらないとだめなのではないかと。これと併せて、今、消費者の方々は、本当に情報量が豊富ですよ、自分が選ぼうとするものに対して。それに耐えられるだけの情報量が今あるかというと、あまり情報がないですね。他の商品ですと、いろんなものがあつたりしますが、例えば価格比較ではないですが、そういうものも含めて、産地間の情報とか、そういうものもあまりない。やはり、情報発信ということが、なんのかんの言いながらやっぱり私は足りないと思います。先ほど石川さんがおっしゃったように、誰でも取つきやすいものっていうのも必要なことだけど、一方でやっぱり本当に高品質なものもあってもよいし、この両方の兼ね合いをどう取っていくかということです。そういう意味では、私なんか、うんしゅうみかん、りんごはさつき聞き漏らしたのですが、全ての品種が80万トンという意味ですか。りんごと言ったときに。

○秋葉課長補佐 そうです。

○浦野委員 うんしゅうみかんはうんしゅうみかんだけですね。

○秋葉課長補佐 うんしゅうみかんもいろんな品種がございますけれども。

○福士委員 先ほど言いましたが、やはり、生産者側としては、350～380gぐらいのりんごが一番高いです。本当はあのりんごを作りたいのですよ。

○石川委員 小さいものがあれば、例えばコンビニにちょっと置いておいて、あるいは学食とかに置けば、案外高価格で売っていますよ。1つ1ドルぐらいでみんな買っているわけです。1時間目と2時間目の間に1個食べているとか。ところが今、日本人の子供たちは何を食べているかというと、パンとかカップラーメンとか、だからやっぱり、食べやすさっていうのもあると思います。

○浦野委員 ただアメリカのりんごは、決しておいしいものではないですね。

○石川委員 そうですよね。だからあれでおいしければ、絶対需要があると思いますよ。

○福士委員 最近ちょっと目立ってきたのは、個人的にですが、売ってくださいという注文があるのは、一握りぐらいのもうちょっと小さいもの、食べやすいものです。私も年間、そうですね、10ケースぐらいですかね、出て行きます。

○福元部会長代理 県によって少し取り組みが始められてるところはありますよね。ただ、今のところ現状は、ふじとかつがるとか大きな品種ですね。

○浦野委員 そういう意味では、流通ルートも、少し今からどんどんここが出てくると思うのですけど。今までだと、例えば、我々会社の遣い物に使う場合がありますが、自分で買って食べようとする場合に比べて価格なんかも全然違うわけですね。だけど、最近、例えばりんごなんかでも、生産過程で文字を（りんごに入れて）表すようなことをやっていますよね。あんなのは、イベントで企業としてはいっぱい使えるわけですよ。このように価格とか味覚とは別の差別化もあるわけですね。みかんなんかでもそういうことをね、いろんな形を考えるべきだと思います。

○松本（香）委員 やってますよね。こと今年はキロ単価の手取りで1,000円。普通のみかんで、しかも小さい、Sサイズ。そういう作り方もやりながら、一般的なみかんの出荷をしているという、そういう感じです。ですから、私たちの産地は早い産地ですから、200円以上とらないとという産地ですけれど、一般の産地でしたら、極早生で150円かそこらとれています。採算が合う方もいますし。ですから、幅があって、いろんな選択の仕方っていうのもあります。ただ、さっき言われたように、情報発信がないっていうことはあると思います。

○浦野委員 成功事例を共有する場も必要でしょうし、とにかく情報発信しないと。

○富永委員 一度調べて頂きたいのですけど、O-157以来、給食にりんごとか出さなくなきましたよね、生のままで。そのときにすごい下がったんですか。量が。流通量が。りんごとか、前はサラダに入れたり、そのまま切ったりしたものが出たりしていましたが、

今はあんまり出さなくなつたのではないですか。

○福士委員 だいたい平均的に値段が合わないっていう、最終的には栄養士さんが段取りをして、給食の専門の業者さんが仕入れますよね。そのところでやはり儲け主義というか、1キロいくらというその単価に合わせた形しか使ってもらえない。

○富永委員 みかんはどうなんですか。

○松本（香）委員 みかんも一緒ですよね。向こうが希望する単価とこちらが欲しい単価が違うことがあります。やっぱり、そのへんで、子供たちにどんどん食べさせりうる施策が必要だと思います。文科省と農水省と厚労省でですね。

○松本（広）委員 質問ですが、お米はやっていますよね。果樹では、学校給食でこういった政策ってあるのでしょうか。

○田中参事官 学校給食で果物をどれくらい出しなさいという基準はありますけれども。

○松本（広）委員 基準ではなくお金で。

○田中参事官 お金では特に政策はないところです。

○松本（広）委員 米はありますよね。

○田中参事官 今回の補正では、地産地消関連では、学校給食における地場産物の利用拡大の中で、野菜とか肉と併せて、果実も対象にできるようにしましたので、そういったものを使って頂きたいと思います。恒常的な施策としては、まだそういう意味では足りない部分があるのかなと思います。

○松本（香）委員 野菜は比較的値段が安いわけですよね。地場産物も安いんですよね。でも、果実っていうのはやっぱりちょっと高めなので、なかなか取り入れてもらえない

いうのはありますので、ぜひやっていただきたい。

○石川委員 それはやっぱり、私たちがみんなで集まって、そういう力でお願いしないと。私なんかは、豊橋市の給食にオレンジジュースを出してくださいとお願いしに行きました。しかし牛乳を止める訳にはいかないとのこと。だからやっぱり力関係ってあると思います。ただ、オレンジどうですか、安く出しますからって言っても、畜産農家の方は大変力が強いですから、それはもう難しいです。みんながまとまらないと。

○福士委員 我々もりんごジュースを飲んでくださいてやるのですけど。

○浦野委員 批判する気はなかったのですが、学校給食って規制の塊ですから。そこが変わらない限りは。

○川田委員 いいですか。今、若干加工の話が出てきたので。やっぱり加工のジャンルって言うのは幅広いし、いろんな業種、職人を含めて、飲料もあるし、食べ方という形態に非常にバリエーションがある。あと期間の問題も、生果の場合はどうしても青果物というものの欠点があって、旬を過ぎてしまうと、どうしても古くなってしまうという欠点。これはいいことでもありますけど。もう一つはやっぱり、加工の裾野をもっともっと分野を広げることによって、実は日本人の消費者はかなりレベルが高いと思います。はっきり言って。先ほどのアメリカのりんごの話ではないですけどね。やっぱり食に関してはレベルが高いですから、中途半端なものではなかなか納得しないということになりますと、やはりある程度のレベル以上のものを、生果の場合は供給していかないと、なかなか消費して頂けない。そうなると、どうしてもそれ以下のものが出来ます。これをどういうふうに仕向けていくかというのが、やはり今からの大きなテーマだろうと思うし、こっちの方にかなり来るのではないかと。例えば、広島県の例では、はっさくというのは、因島がはっさくの発祥の地ですけれど、今ですね、はっさくそのものが、昨年の売り上げで1億2千万円ぐらいしかないところですが、実ははっさくゼリー単品で、3億の売り上げがあります。単品で3億というとかなりすごい世界ですが、そういうことを考えると、結構ゼリーにしてみたり。

○石川委員 コンポートっていいと思うんですよね。甘ったるい缶詰よりコンポートの方がおいしい。

○川田委員 あと、違う業界の人と最近色々とお話をさせてもらうと、お菓子屋さん、広島にもみじまんじゅうっていうお菓子がありますけれど、これもレモン入りのもみじまんじゅうとか、みかん入りのもみじまんじゅうとかそういうのを結構、要するに食品会社さんも、地元のそういう食材を、素材っていうのは結構探されてますし、そういう方々と一緒にやっていくと、やっぱり色々な加工の分野が開けてくるのかなと思います。もう一つは、もう少し価格的にとりたいなと思ったときには、やっぱり医薬品に近いところで、原料として、そのへんのところへ向けられないかなと。材料としてです。実は私どもはたまたま、甘夏とはっさくとダイダイの摘果を今やっているところですけど、ツムラさんところの漢方薬に摘果したものを畑で捨てるよりは、農家に取っておいてもらって、キロ50円ぐらいで販売しているわけです。そういうふうにすれば、できる果実は良くなるし、摘果で畑に捨てる必要もないし、それが原料になると。循環型農業にもなるのかなと。そういう意味では、健康、食材、もしくはできればもうちょっとレベルの高い研究も、国の方でして頂いて、活用を考えれば、幅広い意味で加工が広がってくるのではないかと思います。

○平田委員 すみません。時間が押していますけど、今の日本の果樹産業の現状というものを消費者の方が知られたならば、たぶん日本の果樹産業育成に、国が支援することへのコンセンサスは十分得られると思います。本当に20年したら日本産の果物は間違いなく食べられなくなります。政府として国民的コンセンサスを得られるような広報活動を充実して欲しいと思います。広報活動をもっと重点的に繰り広げて欲しいと切に思います。生産者を育成することが、将来、安心で安全な果物を安く、しかも永続的に食べることができることを敬豪しないと、日本の果樹産業が近いうちに間違いなく崩壊します。このままでは。生産者の忍耐にも限界があると思います。

○福元部会長代理 松本委員、何か。

○松本（広）委員 （資料3）19ページですが、フルーツバーですか、従業員食堂でこ

ういうことをやっていますということですが、もっともっと社員食堂だけでなく、あらゆる場面で生産物の消費が拡大するというのは必要ではないのかなと思います。たまたま先日、技術会議の会長が発表されていたことを目にしたのですが、りんごの輸送でカット面が酸化して変色しないという技術を農水省さんなどが開発されたそうですが、皮をきちっと長く剥けることも望まれるけれども、だいたいそうではないと言うのであれば、消費者目線で、カットとか、もっともっと、できないかという感じを持っています。

○浦野委員 ちょっといいですか。今それで思い出したことですが、さきほど富士委員がおっしゃったことですが、今の日本の消費者構造が、大きく変わっている一番のところを、農家の方々がそこまで見ているかどうかですね。もし見ていたら失礼なことですけれども。例えば今、単身者世帯が一番多いっていうことを、皆さん方ご存じですよね。5千万世帯ぐらいあるうちの4割は単身者です。単身者は、18才から70、80才まであらゆる年代にあります。いわゆる標準世帯と昔言っていた、夫婦2人に子供1人、2人なんていうのは、今はもうマイナーです。この現実を見たときに、果物の見方一つとっても、まるっきり変わることだけれど、スーパーも本当にあんまり対応しないですね。せいぜいちょっとしたカットフルーツがあるぐらいで。このへんはやっぱり加工食品メーカーからすると、そのことはものすごく大きくて、本当に単身世帯を想定したものが基本です。そういういたところを、スーパーとかいろんなルートと話し合ってみることも、もっと真剣にやらないとだめですよね。単身者にとって、果物ってどんな意味があるんですかね。そういう意味で、少しマーケティングの検討も、この中でしてみたらいいんじゃないでしょうか。

○福元部会長代理 予定していた時間をオーバーしております、それだけ議論が白熱したことだと思います。ここで終わらせていただきますけれども、セーフティーネットの問題から、担い手、食育、流通、マーケティングなど、非常に多岐に渡って議論頂きました。今回はこの程度で終わりたいと思いますが、次回は、本日の議論を踏まえて事務局の方で課題と論点を整理して頂いて議論することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員各位 はい。異議なし。

○福元部会長代理 それでは、本日の審議事項は以上でございます。それでは、進行を事務局にお返しします。

○田中参事官 本日はお忙しい中、ありがとうございました。福元部会長代理からご説明のありましたとおり、平成21年産うんしゅうみかん及びりんご適正生産出荷見通しにつきましては、本日夕方5時半目途に公表する予定でございます。また、本日の部会の概要は、部会長代理にご確認頂いた上で、来週始めに農水省ホームページに掲載する予定でございます。さらに、詳細な議事録につきましては、昨年同様、後日委員の皆様にご確認頂いた上で、農水省ホームページに掲載したいと考えております。次回のスケジュールにつきましては、7月上旬の開催といたしたいと思います。委員の皆様のご都合をお伺いすることといたします。何かご質問等ございませんか。それでは、本日はありがとうございました。次回もよろしくお願ひいたします。

午前16時33分 閉会